

得ることとする。

3 居宅管理指導に要した交通費は徴収しない。

第9条（緊急時等における対応方法）

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第10条（その他運営に関する重要事項）は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証

1 しなの調剤薬局 天竜店 ができる業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもそれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。 しなの調剤薬局 天竜店 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものと

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、
する。

当薬局の介護保険に関する取扱いは以下の通りです。

1 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導 及び 介護予防居宅療養管理指導

2 営業日及び営業時間（緊急時はこの限りではありません）

営業日	月・火・水・金	8:30～18:30
	土	9:00～13:00
休業日	木曜日・日曜日・祝日	

3 3 利用料金（1回訪問あたり）

単一建物内での療養人数	1割負担	2割負担	3割負担
1人	518円	1,036円	1,554円
2～9人	379円	758円	1,137円
10人以上	342円	684円	1,026円
麻薬管理指導加算	100円	200円	300円

※麻薬管理を要する方のみ料金が加算されます。

知事指定介護保険事務所

事業所番号：

号

しなの調剤薬局 天竜店

